

改正省エネ法を踏まえた対応について

国土交通省総合政策局環境政策課

令和4年8月10日

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等^(※)の一部を改正する法律案の概要

2022年5月13日成立

出典：経済産業省HP

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法

背景

- ✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「**2050年カーボンニュートラル**」や**2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押し**すると同時に、**安定的なエネルギー供給を確保**するための制度整備が必要。

法律の概要

- ✓ **省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める。**

（１）需要構造の転換（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

- ① **非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化**
 - ・ 非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、**エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）の対象に、非化石エネルギーを追加**。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化
- ② **非化石エネルギーへの転換の促進**
 - ・ 工場等で使用するエネルギーについて、**化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求める**
 - ・ 一定規模以上の事業者に対して、**非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求める**
- ③ **ダイヤモンドリスポンス等の電気の需要の最適化**
 - ・ 再エネ出力制御時への需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、**「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し**
 - ・ 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求める**

（２）供給構造の転換（高度化法、JOGMEC法、鉱業法）

- ① **再生可能エネルギーの導入促進**
 - ・ JOGMECの業務に、**洋上風力発電のための地質構造調査等**を追加
 - ・ JOGMECの出資業務の対象に、**海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）**を追加
- ② **水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進**
 - ・ 位置づけが不明瞭であった**水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け**、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法）
 - ・ JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等**を追加
- ③ **CCS[※]の利用促進**
 - ・ JOGMECの出資・債務保証業務等の対象に**CCS事業及びそのための地層探査**を追加
 - ・ 火力発電であっても**CCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け**、その利用を促進（高度化法）
- ④ **レアアース・レアメタル等の権益確保**
 - ・ **レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加**し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等できないこととする（鉱業法）
 - ・ JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬**を追加

※Carbon dioxide Capture and Storage(二酸化炭素を回収・貯蔵すること)

（３）安定的なエネルギー供給の確保（電気事業法）

- ① **必要な供給力（電源）の確保**
 - ・ 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、**発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める**
 - ・ 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、**経済産業大臣と広域的運営推進機関が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化**
- ② **電力システムの柔軟性向上**
 - ・ 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される**「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統への接続環境を整備**

※上記のほか、JOGMECによる事業者に対する情報提供や石油精製プロセスの脱炭素化などの措置を講ずる。

第6次エネルギー基本計画(2021年10月閣議決定)を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、供給サイドの脱炭素化を踏まえた需要サイドの電化・水素化等による非化石エネルギーへの転換等を図るため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)等を改正。

省エネ法(現行制度)

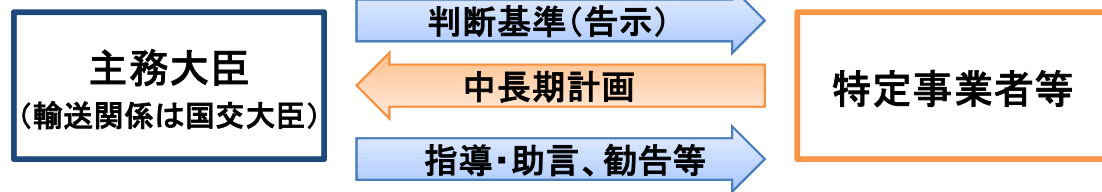
- 工場・事業場、荷主、輸送事業者に対し、国が定める「判断基準」に即し、化石エネルギーの使用合理化(省エネ)を求める。
 - エネルギーの使用効率の改善目標(年平均1%以上低減)
 - 技術的かつ経済的に可能な範囲内で、具体的に取り組むべき事項
- 一定規模以上の事業者(特定事業者等)に以下を義務づけ
 - 中長期計画(省エネ)の作成
 - エネルギー使用状況等の定期報告

工場・事業場	荷主	輸送事業者
努力義務 ・判断基準に基づく省エネ取組		
報告義務 特定事業者等(エネルギー使用量1,500kl/年以上) ・中長期計画【経産大臣】 ・定期報告		
特定荷主(年間輸送量3,000万トンキロ以上) ・中長期計画【経産大臣】 ・定期報告		
特定輸送事業者(保有車両トラック200台以上等) ・中長期計画【国交大臣】 ・定期報告		

法改正の概要

令和5年4月1日施行予定

- 省エネの対象に「非化石エネルギー」を追加し、非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用合理化を推進。
- 現行の仕組みに、非化石エネルギーへの転換を加える。
 - 国の判断基準に非化石エネルギーへの転換に関する目標及び取組事項を追加
 - 特定事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画の作成を義務づけ



記載イメージ

- 目標: 非化石エネルギーの使用割合の向上
- 具体的取組(例): ※技術的かつ経済的に可能な範囲での取組
 - ・非化石電気の使用(太陽光パネルの設置等)
 - ・バイオ燃料、水素・燃料アンモニア、SAF等の非化石燃料の使用
 - ・非化石エネルギー導入に向けた技術開発・実証 など

電気使用事業者に対し、季節や時間帯の電気の需給状況に応じた需要のシフトを促す「電気需要最適化」を促進。

区分	輸送能力	貨物	旅客
自動車	台数	200台 【351社】	バス 200台 【93社】 タクシー 350台 【21社】
鉄道	車両数	300両 【1社(JR貨物)】	300両 【26社】
船舶	総船腹量	2万総トン 【29社】	2万総トン 【11社】
航空機	総最大離陸重量	9,000トン 【2社 (ANA及びJAL)】	

※ 社数は令和4年3月末時点

輸送事業者におけるエネルギー使用の合理化(省エネ)に関する判断基準

判断基準: 輸送事業者がエネルギーの使用の合理化を図るに当たり具体的に取り組むべき事項を、改正省エネ法第103条第1項及び第127条第1項により国が定めた告示。

- 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準
(平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号)
- 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準
(平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号)

- ・エネルギー使用に係る原単位※又は電気需要平準化評価原単位を **中長期的にみて年平均1%以上低減**させることを目標
- ・省エネについての社内体制の整備、効率的な輸送用機械器具の導入、エコドライブなど効率的な運行の促進、帰り荷の確保など輸送用機械器具の効率的使用 等

※各輸送区分におけるエネルギーの使用に係る原単位の算出方法

- ・貨物 : 【 エネルギー使用量(kL) 】 ÷ 【 輸送トンキロ(万トンキロ) 】
- ・旅客 : 【 エネルギー使用量(kL) 】 ÷ 【 輸送キロ(キロ) 】
- ・航空 : 【 エネルギー使用量(kL) 】 ÷ 【 有償トンキロ(トンキロ) 】

取り組むべき事項	
共通	・荷主、他の輸送事業者との連携強化
鉄道	省エネルギー型車両の導入、大型コンテナが搭載可能な貨車の導入、列車本数の設定等を通じ、輸送需要に的確に対応した輸送能力の確保、車両の適切な点検及び整備
自動車	低燃費車両の導入、運転者教育、デジタル式運行記録計の活用等によるエコドライブの推進、輸送量に応じたトラックの大型化及びトレーラー化の推進、共同輸配送の実施、帰り荷の確保等による積載率の向上
船舶	低燃費船舶の導入、経済速力運行等の省エネ運行の実施、輸送量に応じた船舶の大型化、共同輸配送の実施等による積載率の向上
航空機	エネルギーの使用効率に優れた航空機の導入、地上運用におけるエネルギー使用の合理化、輸送量に応じた最適な機材の選択、回送運行(フェリーフライト)時の距離を縮減するような機材繰り

本小委員会における主な検討内容

- 改正省エネ法第103条第2項及び第127条第2項の規定による国の判断基準(非化石エネルギーへの転換にあたって、輸送事業者が努めるべき事項)案を検討する。
- 上記の検討にあたっては、非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案するとともに、各事業者の目安となるような非化石エネルギーへの転換に関する目標(定量的な目標含む。)の設定についても検討する。
- また、資源エネルギー庁主導で検討されている荷主に対する非化石エネルギーへの転換に関する判断基準と連携して検討を進める。

【参照条文】

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(抄)

(貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項等)

第百三条

- 1 (略)
- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 3～5 (略)

(旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項等)

第百二十七条

- 1 (略)
- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 3～4 (略)

輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に係る「判断基準」の作成に向け、輸送事業者の取組状況等を把握するため、特定輸送事業者に対しアンケートを実施。

対象 省エネ法上の特定輸送事業者 ※地方運輸局(特定航空輸送事業者は航空局)経由で実施

時期 7月中旬～8月下旬

アンケートの項目

①特定輸送事業者における非化石エネルギー使用実績(2021年度実績)

・化石／非化石エネルギー※のエネルギー源別使用量

※例:電気(契約電力における非化石由来の割合や非化石証書購入量等)、バイオ燃料、SAF、水素

・全エネルギー使用量に対する化石／非化石エネルギー使用量の割合(エネルギー源別)

・具体的な取組内容(非化石エネルギーの使用手段)・実績

②特定輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に向けた自主的な計画・取組状況

a. 2030年度に向けた自主的な脱炭素化計画を策定済の場合

・CO₂排出削減の2030年度数値目標の有無及び内容

・非化石エネルギー使用の数値目標の有無及び内容(使用量／割合の別含む)

・目標達成のための具体的な取組方針・内容

b. 2030年度に向けた自主的な脱炭素化計画が未策定の場合

・今後の策定見込み(本年度内策定予定、今後策定予定、策定予定なし)

・非化石エネルギーへの転換に向けた具体的な取組方針・内容

③特定輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に向けた課題・国への期待

※特に、定量的な目標を業界・事業者ごとに設定する場合の課題